



目 次

告 示	ページ
○県統計調査の実施	(統計分析課) 1
○保安林の指定予定の通知	(治山林道課) 1
○建築基準法による道路の位置の指定	(建築指導課) 1
公 告	
○行政不服審査法による裁決の公示送達	(福祉指導課) 1
	〈9・13掲示〉
高知県教育委員会規則	
◎高知県児童生徒表彰規則の一部を改正する規則	2
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出	2
○政治団体の届出事項の異動の届出	2
○政治団体の解散の届出	2
正 誤	
○正誤(令元・5・21付け 告示)	3

告 示

高知県告示第845号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

令和3年9月24日

高知県知事 濱田 省司

- 調査の名称  
県民の健康・スポーツに関する意識調査
- 調査の目的  
県民のスポーツに関する意識、スポーツの実施率等を把握し、及び分析し、高知県スポーツ推進計画等に係る今後のスポーツ施策についての基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
  - 地域  
県内全域
  - 単位  
人
  - 属性  
満18歳以上の県民
- 報告を求める事項及びその基準となる期間

- 報告を求める事項
    - 報告をする者の属性
    - 運動・スポーツの実施状況について
    - 運動・スポーツの実施状況の変化及びその要因について
    - スポーツ観戦について
    - スポーツに関するボランティア活動について
    - 障害者スポーツについて
    - スポーツ施設について
    - 地元スポーツチームへの支援について
    - スポーツを行う環境の変化について
  - その基準となる期間  
調査日前1年間
  - 報告を求める者
    - 数  
3,000人
    - 選定方法  
市町村の選挙人名簿により、満18歳以上の県民を層化二段無作為抽出により選定する。
  - 報告を求めるために用いる方法
    - 調査組織  
県が民間事業者を經由して報告を求める。
    - 調査方法  
郵送により調査票を送付し、郵送又はオンラインにより回収する。
  - 報告を求める期間
    - 調査の周期  
5年
    - 調査の実施期間  
報告を求める年の9月下旬から10月中旬まで
- 高知県告示第846号
- 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。
- 令和3年9月24日
- 高知県知事 濱田 省司
- 保安林予定森林の所在場所  
安芸郡馬路村魚梁瀬字野久保山1の4、1の15、1の19、1の31、1の36から1の39まで、1の42から1の44まで
  - 指定の目的  
水源の涵養
  - 指定施業要件
    - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字野久保山1の4、1の15、1の19、1の31(次の図に示す部分に限る。)、1の36、1の37、1の39、1の42、

- 1の44  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び馬路村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第847号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

令和3年9月24日

高知県知事 濱田 省司

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
土佐市蓮池	750番5	6.00	34.16	
字轟	750番9	6.00	45.05	
土佐市蓮池	802番1			
字伊勢屋	802番4			

公 告

行政不服審査法(平成26年法律第68号)第51条第2項ただし書及び第3項の規定に基づき、送達すべき次の裁決書の謄本は、高知県子ども・福祉政策部福祉指導課において保管しているので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該裁決書の謄本を受領しないときは、令和3年9月28日をもって同条第2項の規定による送達があったものとみなされます。

令和3年9月13日(揭示済)

高知県知事 濱田 省司

- 裁決書の種類  
高知県知事に対して平成30年12月14日付けでされた審査請求に対する令和2年10月15日付けの裁決書
- 裁決書の交付を受ける者の住所及び氏名  
住所不明。ただし、審査請求書に記載の住所  
高知市知寄町三丁目216番地 朝日プラザパサージュ607号室

審査請求人 根木 邦子

教育委員会規則

高知県児童生徒表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年9月24日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第9号

高知県児童生徒表彰規則の一部を改正する規則

高知県児童生徒表彰規則（平成11年高知県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「に及び、」を「に及び、それぞれ」に改め、同条第6号中「その他の部」を「教育活動の部」に、「もので、」を「もので、教育活動において」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第78号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和3年9月24日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

Table with 5 columns: 名称, 代表者の氏名, 会計責任者の氏名, 主たる事務所の所在地, 届出年月日. Rows include 高知のひがし, 下元良之後援会, 皇紀2700年党.

Table with 5 columns: 政権交代をめざす嶺北の会, 桑鶴太郎後援会, 安田せつ子後援会, 仁淀川町の会, 澤田和広後援会, 政権交代をめざす香美市民の会.

高知県選挙管理委員会告示第79号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和3年9月24日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜
政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

Table with 6 columns: 区分, 名称（代表者の氏名）, 代表者の氏名, 会計責任者の氏名, 主たる事務所の所在地, 異動年月日. Rows include 自由民主党高知市介良支部（和田 富雄）.

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

Table with 6 columns: 区分, 名称（代表者の氏名）, 代表者の氏名, 会計責任者の氏名, 主たる事務所の所在地, 異動年月日. Rows include 糸矢幸吉後援会（羽方 義恵）, 桑鶴太郎後援会（桑鶴 太郎）.

高知県選挙管理委員会告示第80号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

令和3年9月24日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜
その他の政治団体

Table with 3 columns: 名称, 代表者の氏名, 解散年月日. Row includes 大石ひろあき後援会.

-----  
正 誤  
-----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
令和元・5・21	号外1	○告示	12	右 (10)	高岡郡中土佐町 <u>久礼</u>	高岡郡中土佐町 <u>大野</u>